

財団法人山梨県林業公社改革プランの概要

山 梨 県

目 次

第 1	林業公社の概要	1
第 2	現状と課題	2
第 3	林業公社改革の基本的な考え方について	4
第 4	公社の存廃について	8
第 5	計画期間等	13

第1 林業公社の概要 (改革プランP. 1)

1 林業公社設立の経緯

設立と目的

- 昭和40年 県の全額出捐(100万円)により、民法に基づく公益法人として設立
- 目的は、森林資源の造成・整備や、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保育成

事業内容

- 分収林事業：土地所有者との契約により、公社が民有林の整備を実施し、伐採収益を分収
- 受託事業：県施設の管理等
- 林業労働センター事業：担い手対策への助成等

設立の背景

- 戦後の高度経済成長により増大する木材需要に対応するため、国により進められた拡大造林政策の担い手として、県が設立
- 昭和40年代を中心に39都道府県で44公社が設立され、民有林における人工林整備を推進(現在は35都道府県で38公社)

2 林業公社が果たしてきた役割

- 森林資源の充実 → 再生可能な木材資源の充実に寄与
- 公益的機能の発揮 → 経済的評価の試算額は年間約217億円
- 雇用の確保 → 雇用者数(45年間)は延べ約131万人・日
- 県施設の管理 → 施設利用者は累計で510万人
- 林業労働力の確保 → センターを通じた新規就業者は128人

参考資料：P. 15

3 経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み

分収林の仕組み

- 土地所有者との契約により、公社が費用を負担して森林を整備
- 伐採収入を得るまでの期間に必要な費用は借入金を充当

木材価格の低迷や経営コストの上昇により収支均衡が危ぶまれる

木材価格の推移(山元立木価格)

	昭和55年	⇒	平成22年	
ヒノキ	42,947 円/m ³		8,128 円/m ³	(81%下落)
スギ	22,707 円/m ³		2,654 円/m ³	(88%下落)

経営改善の取り組み

- 経営改善計画(平成9年度)
- 事業運営合理化計画(平成14年度)
- 林業公社経営計画(平成17年度)

⇒ 事業規模の縮小(147百万円)や低利資金への借り換え(5,335百万円)、人件費の削減(274百万円)等を実施

- こうした取り組みにより、長期収支見込み試算による債務超過額は縮減約269億円(平成14年度)⇒約208億円(平成22年度)

- しかしながら、林業の採算性の悪化により、森林整備に要した投資に見合った収入を得ることは困難な状況

参考資料：P. 16, 22

第2 現状と課題 (改革プランP.4)

1 森林管理の現状と課題

1 分収林の現状

- 昭和40年から8,393haの分収林を設定
- 現在は、生育不良地や山火事跡地などの解除により、7,762haを管理
- 県内に広く分布し、里山から奥山等にも所在
- 樹種は利用伐期まで時間を要するヒノキの割合が高い。
- 最も高い林齢でも46年生で、引き続き適切な保育が必要

参考資料：P.17

2 森林整備の課題

保育作業

- 最も若い林齢は10年で、分収林の半分以上で保育が必要
- 今後20年間程度は除伐や間伐などの保育作業が必要

伐採の見通し

- 契約どおりの伐採を行うとした場合
 - ・ 今後10年は年間50~100ha
 - ・ ピーク時には年間300~500ha
- 供給量の増加が市場に与える影響や林業事業者の処理能力を考慮した伐期の延長や実施体制の整備が必要

伐採後の再整備

- 分収林は林道等から離れた奥山にも所在
- 伐採時の材の搬出に手間が掛かるほか、造林・保育の実施にも条件の悪い箇所が多い。
- 契約どおりに皆伐すると、適切な管理が行われずに荒廃した森林の増加を招くおそれが高い。

参考資料：P.17

事業	内容	概要	分収割合
分収造林	管理面積：7,663ha 契約件数：3,336件 契約者数：4,875人	・ 公社が費用負担して植栽、管理	公社：所有者 60:40 (S40-H9) 99% 70:30 (H10-H12) 1% 75:25 (H13)
分収育林 (2者)	管理面積：56ha 契約件数：41件 契約者数：45人	・ 育成途上の森林を公社が費用負担して管理	公社：所有者 50:50 (林齢11-15年) 13% 30:70 (林齢16-25年) 45% 20:80 (林齢26-30年) 42%
分収育林 (緑のオーナー制度)	管理面積：42ha 契約口数：368件 契約者数：417人 ※ 一口30万円	・ 育成途上の森林を、緑のオーナーの費用負担による協力を得て公社が管理	公社：所有者：オーナー 10:40:50 (S61-S63、H6-H10) 49% 10:30:60 (H1-H5) 51%

将来の森林整備

- 契約満了時には皆伐を行い、跡地は土地所有者が森林整備を行うことが必要
- 土地所有者の意識は高くなく、造林など適切な森林整備が実施されない恐れがある。

分収造林契約者へのアンケート調査 (H22.12)
(回答470人/対象1,000人)

契約満了時の森林の取り扱い

- 現時点で判断不可 56%
- 契約延長を望む 27%
- 満期伐採 15%
 - うち 跡地に造林する 20%
 - 跡地は何もせず放置 67%

- 契約終了に当たって、経済的利益を追求する伐採(皆伐)は、公益的機能の発揮の面から望ましいものではない。
- 将来の管理に多くの労力を要しない、広葉樹林や針広混交林に転換するための契約変更を、土地所有者と行うことが望まれる。

2 債務処理

1 経営の現状

事業運営

- 事業規模の縮小などにより、毎年度、予算規模を縮減
- 木材価格の低迷により間伐収入が見込めず、必要な経費の自己負担分は借入金で賅っている状況

借入金償還

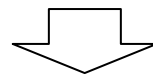
- 外部からの借入金は、毎年度、約定により償還が必要
- 必要な財源が確保できず、全て県からの借入金で償還
- 長期収支見通しの試算では、将来的な伐採収入でも、全ての借入金を償還することは困難

参考資料：P. 18

2 債務と資産の現状

債務

- 債務残高は平成 22 年度末で 271 億 6 千万円
(うち借入金は 270 億 3 千 5 百万円)



資産

- 平成 22 年度末現在で 269 億 3 千 3 百万円
(森林資産は取得原価方式による評価することが、林業公社会計基準 (H23.3 全国森林整備協会策定) により示されている。)

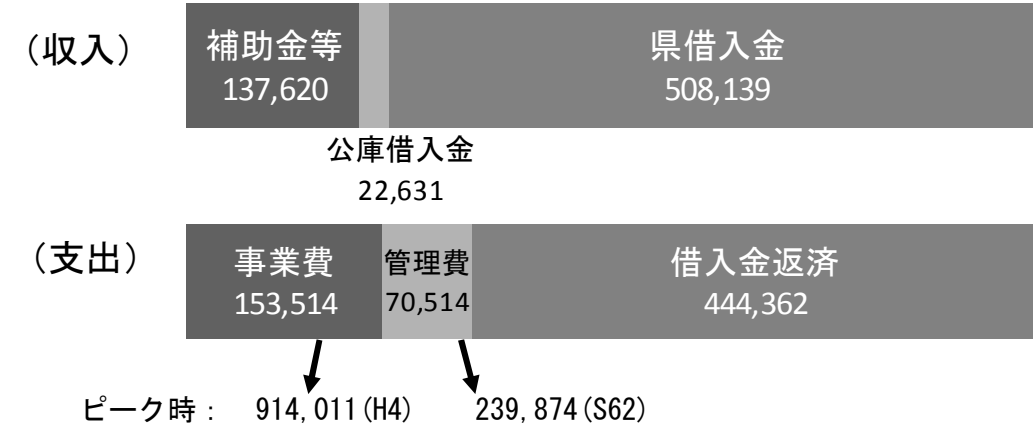
貸借対照表上の債務超過額 2 億 2 千 7 百万円
(山火事跡地など収支が赤字となる分収林の解除に伴う債務超過)

参考資料：P. 19

収支内訳 (平成 23 年度予算)

■分収林事業 (総額 668,390 千円)

(千円)



借入金残高の内訳 (平成 22 年度末現在)

(百万円)

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,963	27,035

3 債務処理の課題

- 毎年、債務が増加しており、また、現在の分収割合で契約どおり伐採した場合は、最終的に約 208 億円の債務超過の見込み
- 県からの借入金が大半を占める上、公庫や市中からの借入金についても県が損失補償
- 新たな公益法人に移行する場合でも、財団法人に必要な純資産 3 百万円の確保が困難
- 公社が存続する場合、平成 25 年 11 月までに 2 億 2 千 7 百万円の赤字補填が必要
- 公社が廃止の場合、現行では 270 億円の債務処理 (公庫・市中金融機関の繰上償還：約 80 億円、県の債権放棄：約 190 億円) が必要

第3 林業公社改革の基本的な考え方について (改革プランP. 10)

1 森林整備の方向性について

1 分収林の再整備のあり方

公社設立当時 (S40) の考え方

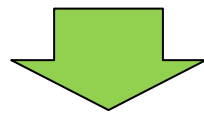
- 増大する建築用材等を供給するため、クヌギやコナラ等の広葉樹からスギやヒノキ等の針葉樹の人工林へ転換
- 林業生産活動を通じて、木材生産の収益により再整備も含めた適切な森林整備の実施が可能

現在の森林に期待される役割

- 森林は、木材生産だけでなく、様々な公益的機能を発揮していくことが必要
 - 水資源のかん養
 - 山地災害の防止
 - 地球温暖化の防止 (CO2 の吸収)
 - 野生生物の生育環境の確保

分収林の再整備のあり方

- 分収林においても、公益的機能の発揮を基本として取り組むことが必要
- 一方で、現在の木材価格の伐採収益では、森林所有者自らによる適切な森林整備は困難な状況
- 分収林の伐採跡地は、土地所有者による着実な再整備が求められる中で、こうした課題に対応していくことが必要不可欠



2 基本的な考え方

- これまでの木材生産を目的とした林業経営と、公益的機能の維持増進が両立できる管理手法に転換する。
- このため、多額の費用が必要な人工林の再整備だけでなく、皆伐による荒廃を防ぐ観点から、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりを導入する。
- これらについて、土地所有者の意向を踏まえながら、契約期間の延長に伴う契約変更を進めていく。
- 想定される契約満了後の森林の形態は右記のとおり。

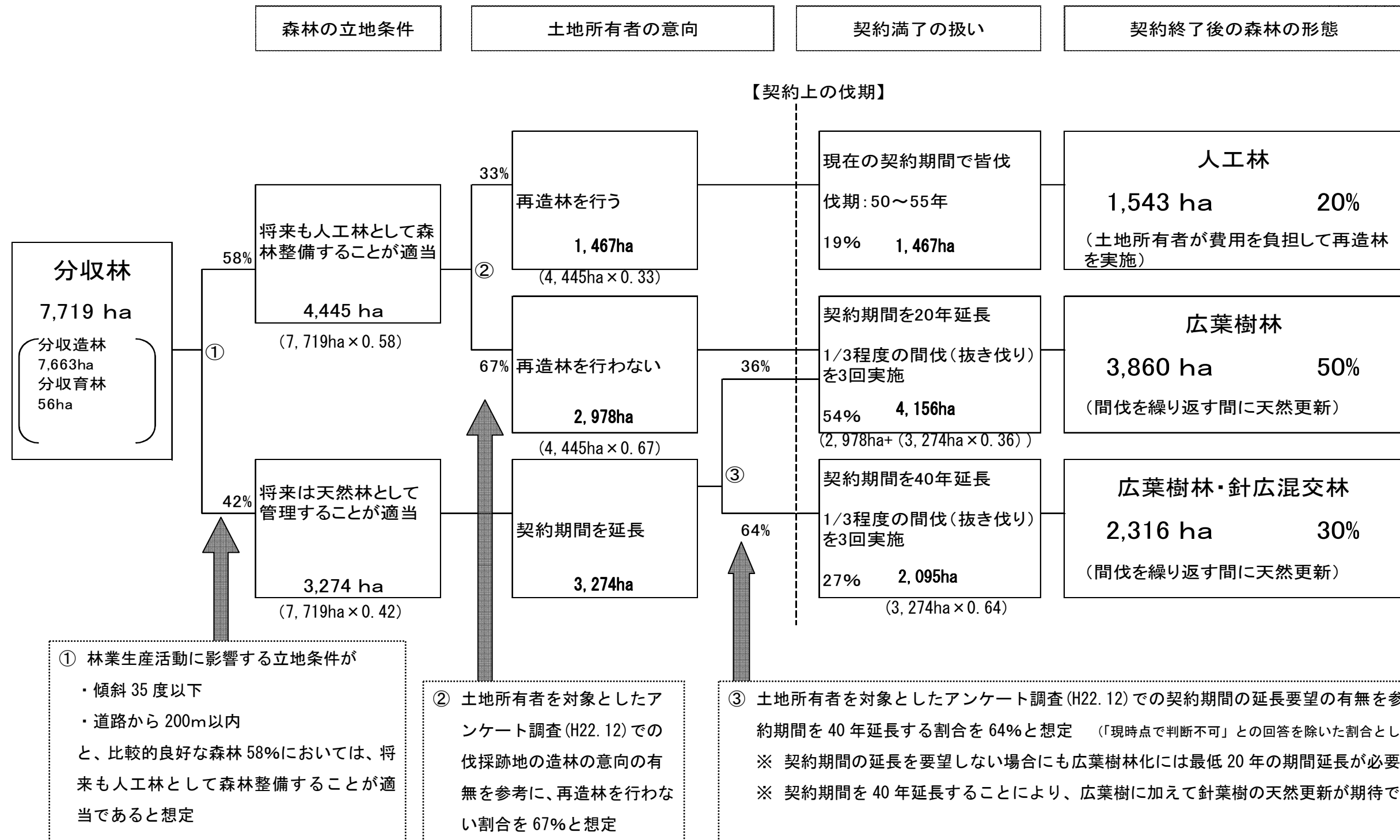
参考資料：P. 20

□ 現在の契約期間で皆伐 伐期 50~55 年	人工林 (所有者が再整備) 20% 1,543ha
□ 契約期間を 20 年延長 1/3 程度の抜き伐りを 3 回	広葉樹林 50% 3,860ha
□ 契約期間を 40 年延長 1/3 程度の抜き伐りを 3 回	広葉樹林・針広混交林 30% 2,316ha

詳細はP. 5

3 森林整備の手法と適用面積

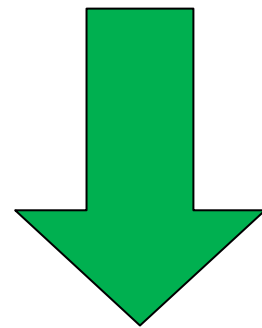
○ 森林整備の方向性の基本的な考え方にに基づき、分収林の将来の森林整備の手法について、森林の立地条件や土地所有者の意向を勘案し、契約満了の取扱い、契約終了後の森林の形態について、以下のように想定して、契約変更に取り組んでいく。



2 分収割合の見直しについて

1 見直しの必要性

- 林業公社の設立時には、森林整備に要する費用が回収可能な割合として、分収造林契約の分収割合を公社60：土地所有者40に設定
- これまでの経営改善の取り組みの中で、低利資金への借り換えなどにより将来債務の圧縮に努めてきたものの、現在の制度の中では、これまで以上の将来負担の削減は困難な状況
- 現在の木材価格では、今後得られる伐採収入をすべて充てても、これまで森林整備に投じた費用は回収できないことから、将来の財政負担を可能な限り抑制することが必要
- このため、債務処理に多額の県民負担を伴うことについて、土地所有者の理解を得た上で、分収割合について見直しを行うこととする



2 見直しの内容

- 現行の公社60：土地所有者40の分収造林契約について、公社80：土地所有者20に見直しを行う。
- ※ 土地所有者が植栽や保育等の費用を負担している分収育林については見直しを行わない。

(他県の状況)

- 全国の38公社の中で、分収割合の見直し方針を有しているのは19公社
- うち16公社は、既に見直しの取り組みを実施
- 見直し後の割合は、公社70～90：土地所有者30～10と幅があり、平均は、公社80：土地所有者20

参考資料：P. 29, 30

(森林整備に要した費用からの試算)

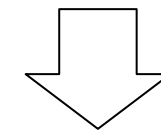
- 実際の森林整備に公社が負担した額を伐採収入により賄うとの考え方に基づく

- 森林整備に係る直接事業費と最小限の間接経費から
国・県からの補助金を差し引いた額 147億円
- 伐採収入見込み総額 178億円

$$\Rightarrow 147\text{億円} \div 178\text{億円} = 82.5\%$$

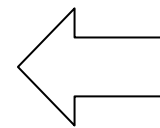
≒ 公社の分収造林割合 80%

参考資料：P. 21



(見直しの考え方)

- 他県の見直し状況(70:30～90:10)の平均的な水準に近いものとする
- 最低限でも森林整備に要した公社負担分(147億円)を伐採収入により賄う水準とする
- したがって、土地所有者に一定の割合を求める水準として、土地所有者の分収割合(40/100)を1/2とする



改革の前提としての試算

○ 公社の存続を前提に、分収割合を公社80：土地所有者20とし、契約満了後の森林の形態を、人工林20%、広葉樹林50%、広葉樹林・針広混交林30%として長期収支の改善状況を試算すると、以下のとおりとなる。

森林の再整備費用は、国や県の補助金を活用することを想定
(天然力の活用により費用を低減)

	面積	契約満了後の森林の形態	伐採収入	分収割合 (公社:所有者)	所有者分収金	森林の再整備費用 (国/県/所有者)	将来長期収支
現状	7,719ha	人工林 (所有者が再整備)	178億円	60:40	70億円 <small>(平均: 907 千円/ha)</small>	112億円 (57億円 / 19億円 / 36億円)	▲208億円
		↓ 森林整備の転換					参考資料: P. 22
見直し後	1,543ha (20%)	人工林 (所有者が再整備)	36億円	80:20	7億円 <small>(平均: 454 千円/ha)</small>	22億円 (11億円 / 4億円 / 7億円)	▲35億円
	3,860ha (50%)	広葉樹林 (20年延長、抜き伐り)	81億円	80:20	17億円 <small>(平均: 440 千円/ha)</small>	6億円 [天然力を活用] (3億円 / 1億円 / 2億円)	▲96億円
	2,316ha (30%)	針広混交林・広葉樹林 (40年延長、抜き伐り)	51億円	80:20	10億円 <small>(平均: 432 千円/ha)</small>	— [天然力を活用]	▲56億円
	7,719ha	(合計)	168億円	80:20	34億円	28億円 (14億円 / 5億円 / 9億円)	▲187億円
							参考資料: P. 23

森林整備の転換（皆伐でない抜き伐りの導入）により伐採収入は減少

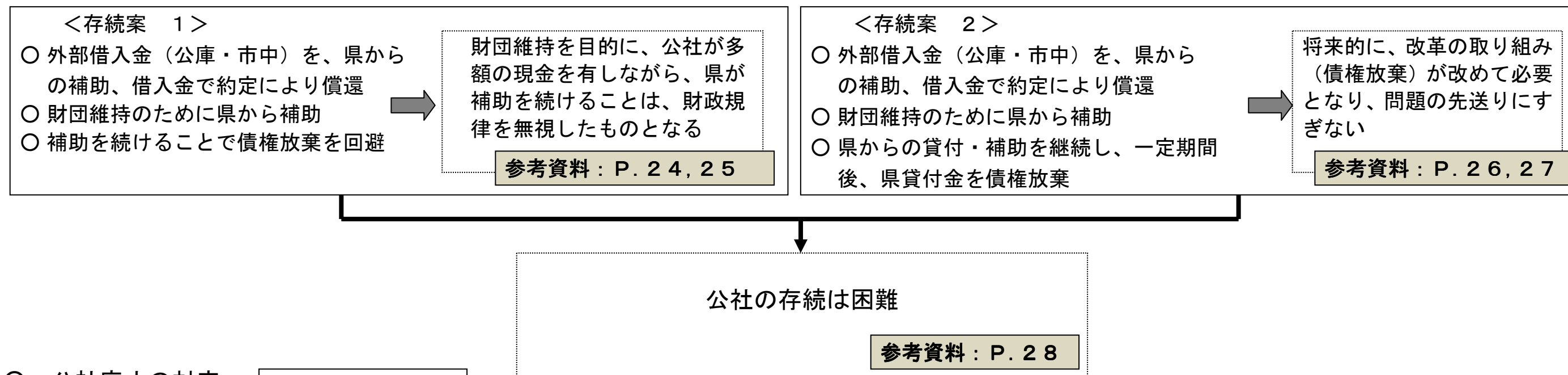
所有者の分収金は減少するが、森林の再整備に必要な所有者負担も減少

分収割合の見直しにより、21億円の収支改善

※ () は、分収林全体の平均の ha 当たり単価であり、実際には森林の状況により異なる。

第4 公社の存廃について (改革プランP.13)

○ 公社が存続することは困難



○ 公社廃止の対応 詳細はP. 9～11

1 廃止に必要な期間	2 体制の整備	3 債務処理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社の廃止・分収林管理の県への移管に当たっては、土地所有者との分収林契約を県が承継する必要がある。 ○ 公社の廃止、分収木の承継は所有者の同意が得られなくても法的には可能であるものの、分収木は共有であるため、処分に当たっては土地所有者の同意が必要である。（同意が無ければ伐採ができないことになる。） ○ 分収割合の見直し、契約期間の延長を行う上で契約変更が必要であることから、公社の廃止・分収木の処分についての同意を得ながら契約変更を行う。 ○ 分収割合の見直しは、所有者の収益が1/2となるほか、土地所有者約5千人の中で、相続手続きが行われていないものも相当数あると見込まれる。 ○ このため、公社を公益財団法人に移行の上、一定期間（5年程度）、改革に必要な取り組みを実施し、平成29年3月を目途に公社を廃止する。 <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 参考資料：P. 29 詳細はP. 12 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林務環境事務所ごとに、「林業公社改革推進協議会（仮称）」を設立し、市町村や森林組合、林業公社造林推進協議会などの関係者の協力体制を整備 ○ 併せて、こうした作業に取り組むための県の実施体制として、本庁（森林整備課：3人）、各林務環境事務所（3人）に専任の担当を設置（計15名） ○ こうした上で、協議会と県との連携を図りながら、5年間を目標として契約変更等を完了する。 ○ 廃止後の分収林の管理は、県に移管し、県有林との一体的な管理や外部への委託など、効率的な事業の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社存続中（平成28年度までの5年間）は、公庫・市中借入金の償還に必要な額を、毎年、県から補助（25億円） ○ 現時点における見込みでは、平成29年度の公社廃止時には、県貸付金195億円から、時価評価による資産12億円を減じた183億円の債権放棄の議決を議会にお願いする。 ○ 県移行後の最終の収支は41億円の黒字 ○ 実質的な県負担は約167億円となる（183億円 + 25億円 - 41億円） （債権放棄）（H24～28の補助）（H107の最終収支） <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 詳細はP. 9～11 </p>

公社廃止を想定した収支見通し

- 改革の手法**
- 一定期間は公社を存続し、改革の取り組みを実施
 - 公社の存続中は、県から補助
 - 5年後を目途に公社は廃止、分収林は県へ移管
 - 公社廃止時に県貸付金は債権放棄

① 公社存続中は、公庫・市中借入金の償還に必要な額を、毎年、県から補助

これまでの公社の経営状況

		S40~H23 の計
収入と支出	収入	a 40,349
	県借入金	15,562
	県補助金	
	伐採収入	4
	公庫借入金・国補助金他	24,783
	支出	b 39,892
	事業費・管理費等	24,925
	公庫等償還金	14,902
	所有者分収金	66
	収支差	a-b 457

		c 27,165
資産と負債	資産	c 27,165
	うち流動資産	526
	うち森林資産	26,528
	負債	d 27,391
	うち公庫借入金	5,873
	うち市中金融機関借入金	1,880
	うち県借入金+未払利息	19,476
差引(純資産)	c-d ▲ 226	

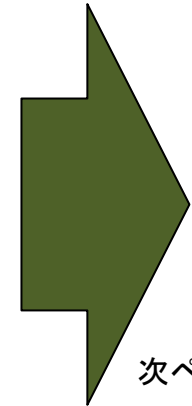
改革の取り組み実施期間(概ね5年間)

	H24	H25	H26	H27	H28	H24~H28 の計
収入	664	610	586	551	545	2,957
県借入金	0	0	0	0	0	0
県補助金	553	502	488	471	476	2,490
伐採収入	2	2	2	2	1	11
公庫借入金・国補助金他	108	106	96	78	68	456
支出	662	608	585	550	544	2,948
事業費・管理費等	220	208	195	168	159	951
公庫等償還金	442	400	389	381	385	1,995
所有者分収金	1	1	1	1	1	2
収支差	2	2	2	2	1	9

(単位:百万円)

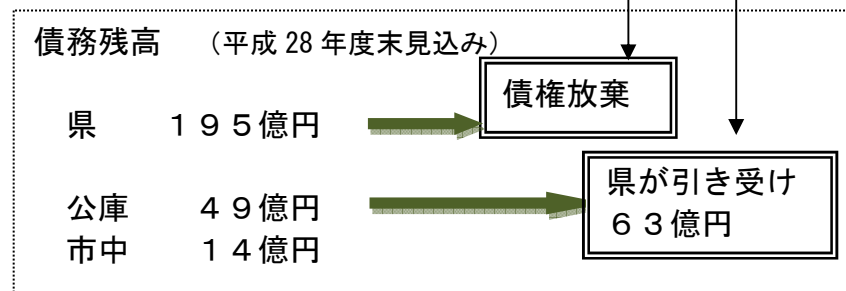
		S40~H28 の計
収入と支出	収入	a 43,306
	県借入金	15,562
	県補助金	2,490
	伐採収入	15
	公庫借入金・国補助金他	25,239
	支出	b 42,840
	事業費・管理費等	25,875
	公庫等償還金	16,897
	所有者分収金	68
	収支差	a-b 465

公社を廃止し、
分収林を県に移管



次ページへ

廃止時の森林資産は時価評価	6億円
その他の現金等の資産	6億円
計	12億円

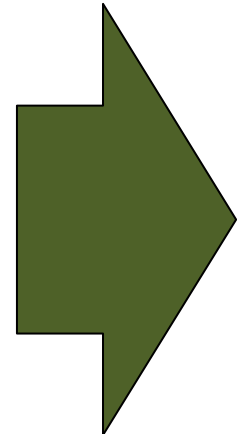


② 公社廃止時には、県貸付金195億円から、時価評価による資産12億円を減じた、183億円の債権放棄が必要となる

※債務処理について、第三セクター等改革推進債の活用を検討したものの、その期限が平成25年度限りであることから、県が債務を承継することとする。

③ 公社廃止により法人管理費
(人件費)を9億円縮減
※ プロパー職員の再雇用先の
確保が必要

県が分収林を管理 (H29 からと仮定して試算)



前ページから

		H29	H30	H43	H44	H67	H107	H29~H107 の計
収入と支出	収入 a	76	88		269	271		439		13	a 17,118
	伐採収入	20	44		269	271		439		13	16,757
	国補助金	56	45		0	0		0		0	361
	支出 b	504	501		305	248		115		3	b 13,007
	事業費・管理費	112	98		21	21		25		1	1,881
	公庫等償還金	387	395		227	174		1		0	7,690
	所有者分収金	5	8		57	54		89		3	3,436
	収支差 a-b	▲ 427	▲ 413		▲ 36	22		324		10	a-b 4,111

(単位:百万円)

④

④ 伐採収入が増加する H44
以降は、収支は黒字となる
見込み

■ 県移行後の最終の収支は 4.1 億円の黒字
公社廃止の作業期間 (5年間) に 2.5 億円を補助 ①
廃止時の債権放棄額は 1.83 億円 ②
(1.83 億円 + 2.5 億円 - 4.1 億円)

実質 約 1.67 億円の県負担となる

公社廃止を想定した収支見通し
(平成28年度まで公社を継続、平成29年3月に廃止し、分収林を県に移管した場合)

【事業主体：林業公社】

		年度	H23までの計	H24	H25	H26	H27	H28	H24～H28の計	H28までの計
収入と支出	収入		40,349	664	610	586	551	545	2,957	43,306
	県借入金		15,562	0	0	0	0	0	0	15,562
	県補助金(H24～)			553	502	488	471	476	2,490	2,490
	伐採収入		4	2	2	2	2	1	11	15
	公庫借入金・国補助金他		24,783	108	106	96	78	68	456	25,239
	支出		39,892	662	608	585	550	544	2,948	42,840
	事業費等		20,094	136	130	118	97	88	570	20,663
	管理費		4,453	84	78	78	71	71	381	4,834
	公庫・市中償還金		14,902	442	400	389	381	385	1,995	16,897
	県償還金		378	0	0	0	0	0	0	378
	所有者分収金		66	1	1	1	1	1	2	68
収支の差		457	2	2	2	2	1	9	465	
資産と負債	資産		27,165	27,167	27,169	27,171	27,172	27,173		
	流動資産		526	528	530	531	533	534		
	固定資産		26,639	26,639	26,639	26,639	26,639	26,639		
	うち森林		26,528	26,528	26,528	26,528	26,528	26,528		
	負債		27,391	27,067	26,780	26,501	26,225	25,942		
	流動負債		31	31	31	31	31	31		
	固定負債		27,360	27,036	26,749	26,470	26,194	25,911		
	うち長期借入金		23,010	22,687	22,400	22,120	21,845	21,561		
差引(純資産)		▲ 226	99	388	670	947	1,231			

債権放棄額 18,276百万円

【事業主体：県】

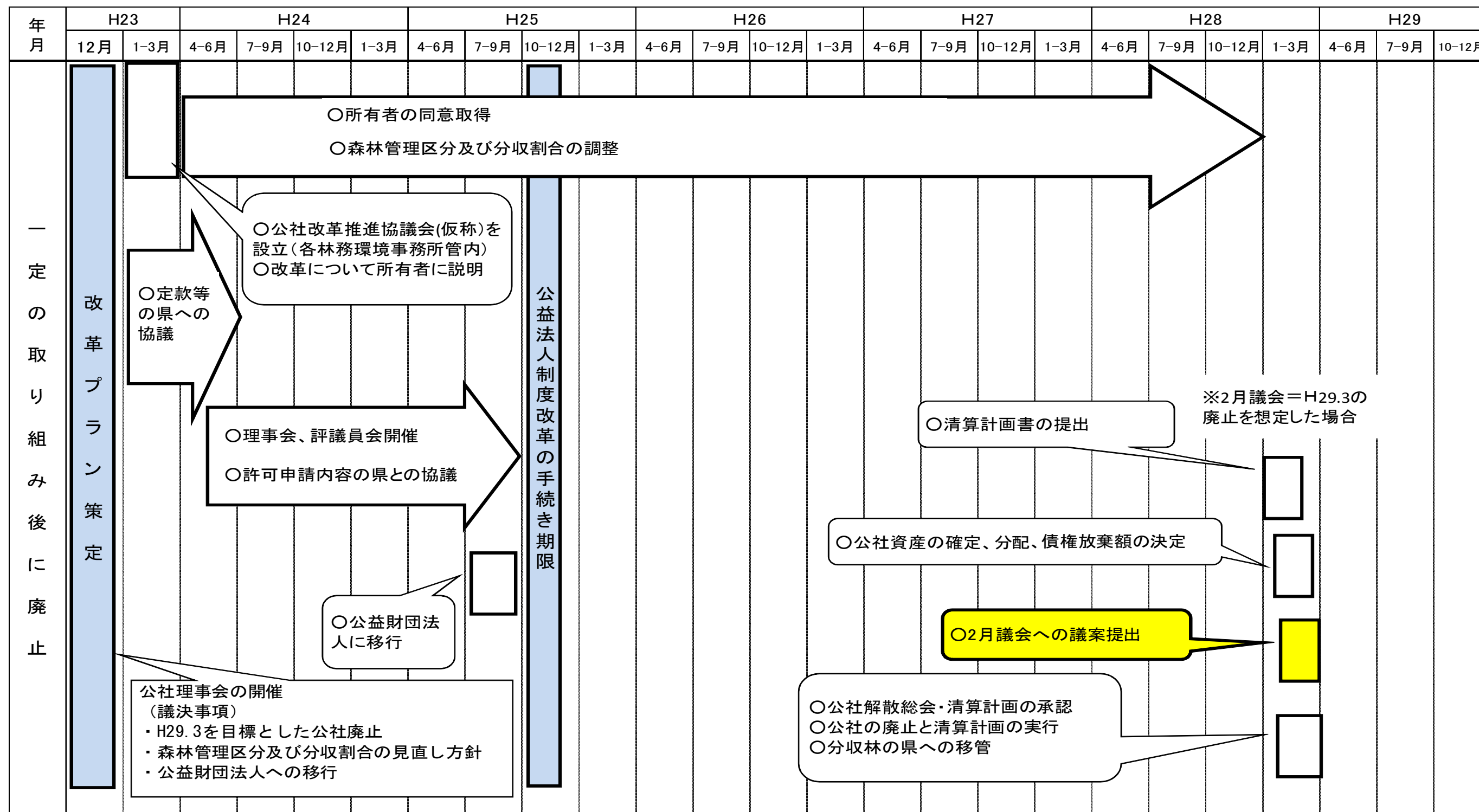
(単位：百万円)

		年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56
収入と支出	収入		76	88	85	85	69	75	118	147	243	108	101	140	143	123	269	271	400	317	369	418	430	404	431	429	463	413	370	296
	伐採収入		20	44	46	53	43	49	93	123	220	93	86	124	130	115	269	271	400	317	369	418	430	404	431	429	463	413	370	296
	国補助金		56	45	39	32	26	26	25	24	23	15	14	16	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出		504	501	501	499	483	493	503	503	518	389	323	327	303	290	305	248	293	283	305	319	317	294	289	280	285	265	223	183
	事業費		73	58	54	44	37	37	35	35	33	21	20	22	19	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理費		39	40	40	40	35	30	33	35	40	33	32	35	29	29	21	21	23	18	21	24	25	23	25	24	26	24	17	17
	公庫・市中償還金		387	395	398	403	403	417	416	410	402	316	252	241	226	227	227	174	190	199	212	212	206	191	178	170	162	149	127	107
	所有者分収金		5	8	9	11	9	10	19	24	43	19	18	30	29	23	57	54	80	66	72	83	86	80	86	86	96	92	79	59
収支の差		▲ 427	▲ 413	▲ 416	▲ 414	▲ 414	▲ 418	▲ 385	▲ 356	▲ 275	▲ 281	▲ 222	▲ 188	▲ 160	▲ 167	▲ 36	22	107	34	64	99	113	110	142	148	178	149	147	113	

		年度	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67	H68	H69	H70	H71	H72	H73	H74	H75	H76	H77	H78	H79	H80	H81	H82	H83	H84
収入と支出	収入		285	277	253	245	305	274	331	397	375	437	439	389	486	403	354	322	336	256	231	170	161	132	161	139	198	176	183	225
	伐採収入		285	277	253	245	305	274	331	397	375	437	439	389	486	403	354	322	336	256	231	170	161	132	161	139	198	176	183	225
	国補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出		151	144	112	96	112	84	93	110	116	115	104	139	107	91	85	88	66	61	44	41	36	42	36	53	45	47	58	
	事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管理費		16	16	14	14	17	16	19	23	21	25	22	28	23	20	18	19	15	13	10	9	8	9	8	11	10	10	13	
	公庫・市中償還金		77	66	47	34	29	14	9	8	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	所有者分収金		58	62	51	49	65	55	66	79	75	87	89	82	111	84	71	67	69	51	47	34	32	29	32	28	42	35	37	45
収支の差		134	133	141	148	193	189	238	287	274	320	324	285	347	295	263	237	248	190	170	126	120	96	119	103	145	130	136	167	

		年度	H85	H86	H87	H88	H89	H90	H91	H92	H93	H94	H95	H96	H97	H98	H99	H100	H101	H102	H103	H104	H105	H106	H107	H108	H29～計
収入と支出	収入		184	203	202	161	203	174	153	140	149	112	95	72	64	55	62	44	59	47	34	39	20	18	13	0	17,118
	伐採収入		184	203	202	161	203	174	153	140	149	112	95	72	64	55	62	44	59	47	34	39	20	18	13	0	16,757
	国補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	361
	支出		47	52	53	43	59	46	39	37	39	29	24	19	16	14	16	11	15	12	9	10	5	5	3	0	13,007
	事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	498
	管理費		11	12	12	9	12	10	9	8	8	6	5	4	4	3	4	2	3	3	2	2	1	1	1	0	1,383
	公庫・市中償還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,690
	所有者分収金		37	41	41	34	47	36	31	29	31	22	19	14	13	11	12	9	12	9	7	8	4	4	3	0	3,436
収支の差		137	151	149	118	145	127	113	103	110	83	70	53	47	41	46	32	44	35	25	29	15	13	10	0	4,111	

4 作業工程



※改革の作業工程

- 平成 24 年 1 月～
 - ・改革の取り組みに向けた準備
(各地域への林業公社改革推進協議会(仮称)の設立等)
- 4 月～
 - ・土地所有者への説明
- 平成 25 年
 - ・公社を公益財団法人に移行
- 平成 29 年 3 月目途
 - ・公社を廃止

第5 計画期間等 (改革プランP.16)

1 計画期間

本プランの計画期間は、平成24年度から公社の解散手続きに要する平成28年度までの間の5年間とする

2 改革の点検評価

実施状況について、毎年度点検、評価し、必要に応じて見直しを行う

3 その他

- 公社は、国が進めた拡大造林政策の担い手として全国各地で設立
- 人工林の適切な整備を進めることにより、森林資源の造成や国土の保全、農山村経済の振興等を図ってきたことから、これまで国に対して支援を要請
- 今後も引き続き、次の項目について要望を行っていくこととする。
 - (1) 森林整備事業に係る補助制度の拡充強化
 - (2) 公営企業の廃止等に係る地方債の延長など、累積債務処理対策の維持・拡充
 - (3) 林業公社を支援する地方公共団体への地方財政措置の更なる拡充

参 考 資 料

(財団法人山梨県林業公社改革プランの概要)

林業会社が果たしてきた役割 (概要 1 ページ)

森林資源の充実

- 会社の造成した人工林（約 8 千ヘクタール）は、県内の人工林（民有林）の約 9%
- 昭和 40 年以降に植栽された人工林（民有林）の約 31%に相当

→ 再生可能な木材資源の充実に寄与

公益的機能の発揮

- 継続的な森林整備の実施を通じた公益的機能の発揮
 - ・ 地球温暖化の防止に資する森林吸収源
 - ・ 県土の保全を図る土砂の流出防止
 - ・ 安定的な水資源の供給源としての水源かん養 等

→ 経済的評価の試算額（約 8 千 ha）毎年約 217 億円

雇用の確保

- 就労機会の少ない山村地域において、植栽や保育作業などの就労の場を提供

→ 雇用者数（45 年間） 約 131 万人・日
（年平均約 3 万人・日）

森林公園等の施設管理

- 県民や観光客に森林・林業の普及啓発や森林とのふれあいの場の提供

→ 施設利用者の累計 510 万人（平成 22 年度 38 万人）

林業労働力の確保

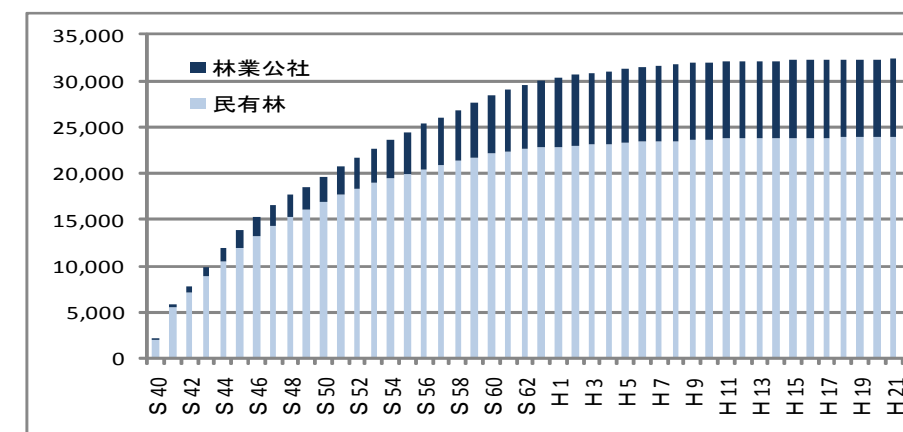
- 林業労働センターとして林業の担い手の確保に必要な助成や、就労希望者に対する説明会の実施等

→ センターを通じた新規就労者は 128 人

本県の人工林（民有林）の推移

区分	昭和 40 年	平成 21 年	増加量（うち公社）
面積	64,906ha	91,549ha	26,643ha（8,276ha）

民有林造林面積（S40～H21 の累計 単位：ha）



※ 再造林面積も含むため、人工林増加量とは一致しない

公益的機能の評価額（林業公社分収造林地）

機能	評価額
地球環境保全機能	592,502 千円/年
二酸化炭素吸収	592,502 千円/年
土砂災害防止等	12,546,246 千円/年
表面浸食防止	9,968,866 千円/年
表層崩壊防止	2,577,380 千円/年
水源かん養機能	8,624,428 千円/年
洪水緩和	1,662,420 千円/年
水資源貯留	2,964,093 千円/年
水質浄化	3,997,915 千円/年
合計	21,763,176 千円/年

雇用の内訳（昭和 40 年～平成 22 年）

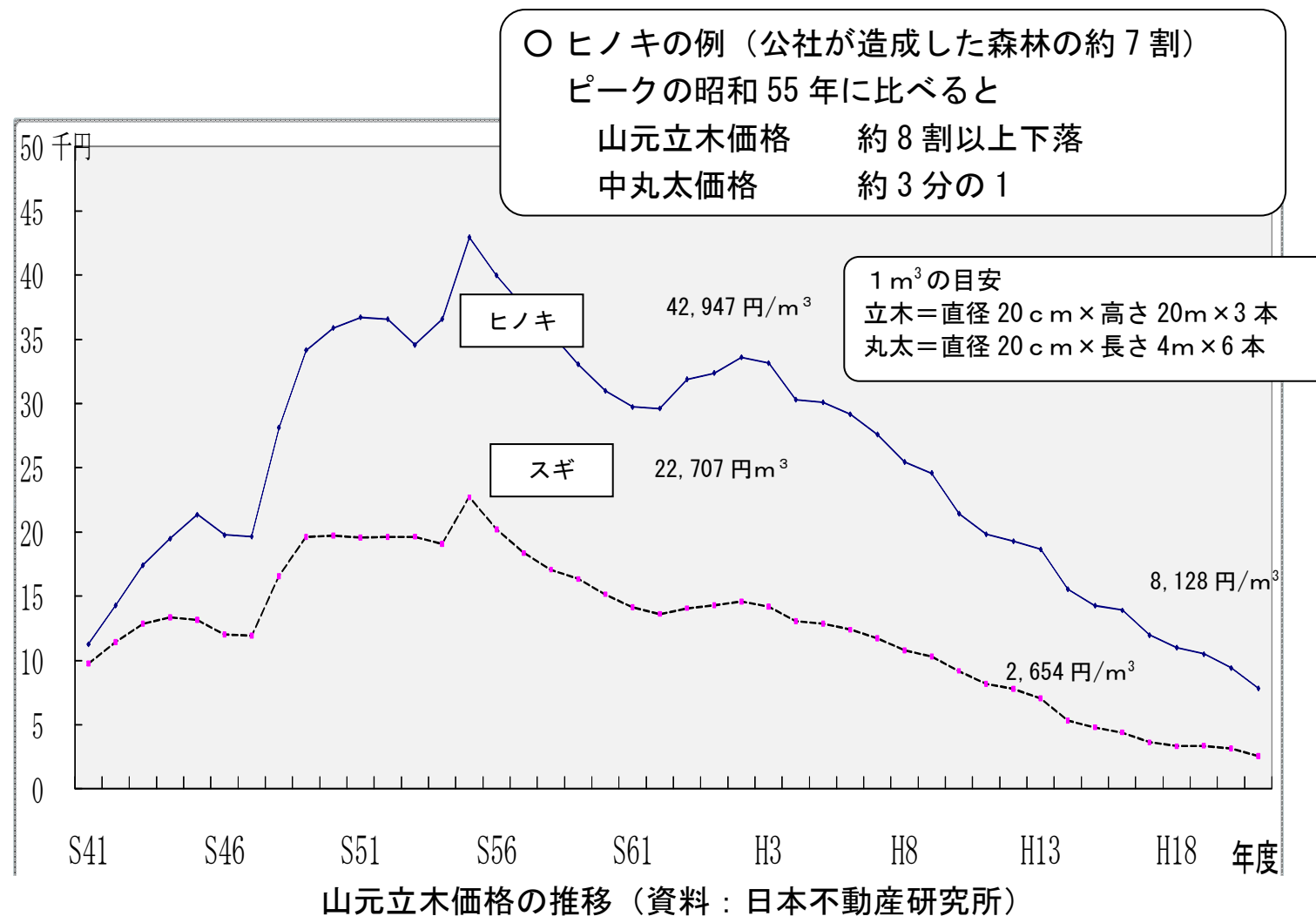
作業種	雇用者数（人・日）
植栽	454,271
下刈り・つる切り	538,420
除伐・間伐	168,015
合計	1,312,144

※日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成 13 年）により算出

経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み（概要 1 ページ）

経営改善の取り組み

- 「経営改善計画」（平成 9 年度）
 保育基準の見直し、新植面積の縮減、新規契約の分収割合の改善、高金利の農林漁業金融公庫借入金の低金利資金への借り換え
- 「事業運営合理化計画」（平成 14 年度）
 事業費の圧縮や新規造林の中止、低利資金への借り換え
- 「林業公社経営計画」（平成 17 年度）
 収益の見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の縮減



経営健全化に向けた取り組みの主な成果（平成 13～22 年度）

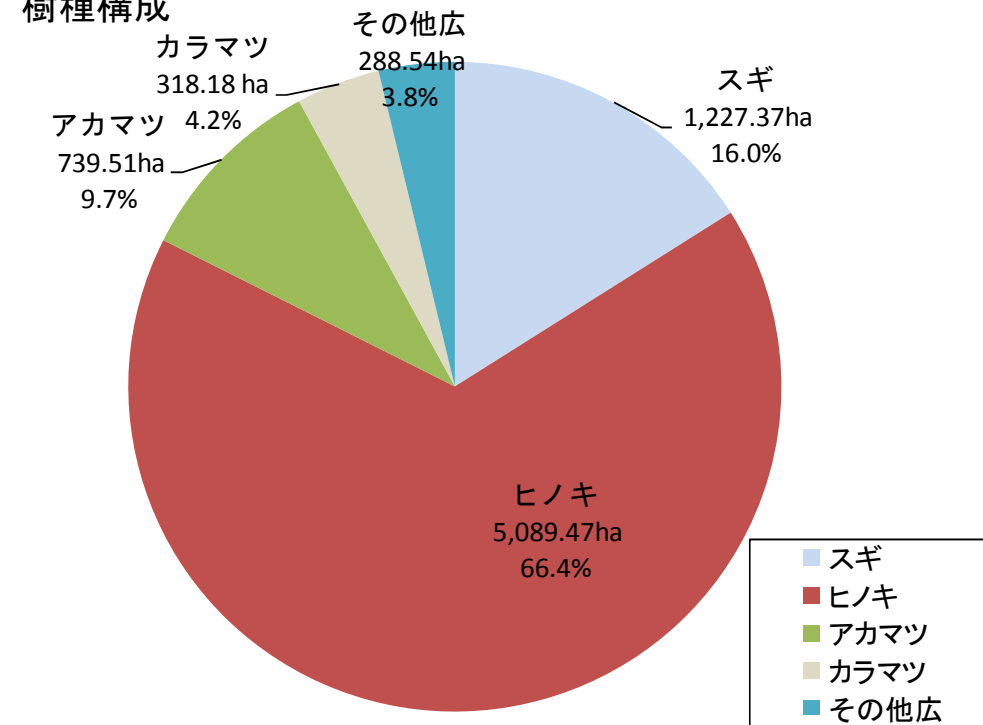
取り組み内容	縮減額
・業務規模の縮小(保育事業の縮減、持分譲渡による利息軽減)	147 百万円
・公庫借入金の借り換え(制度活用による利息軽減)	2,965 百万円
・公庫借入金の借り換え(市中金融機関への借り換え)	2,370 百万円
・被害地の解約(公庫への繰上償還による利息軽減)	5 百万円
・人件費の縮減、国の交付金の活用	274 百万円
合計	5,761 百万円

長期収支見込による債務超過額の推移（平成 14～22 年度） 単位：億円

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
債務超過額	269	234	235	230	212	207	203	216	208

森林管理の現状と課題（概要 2 ページ）

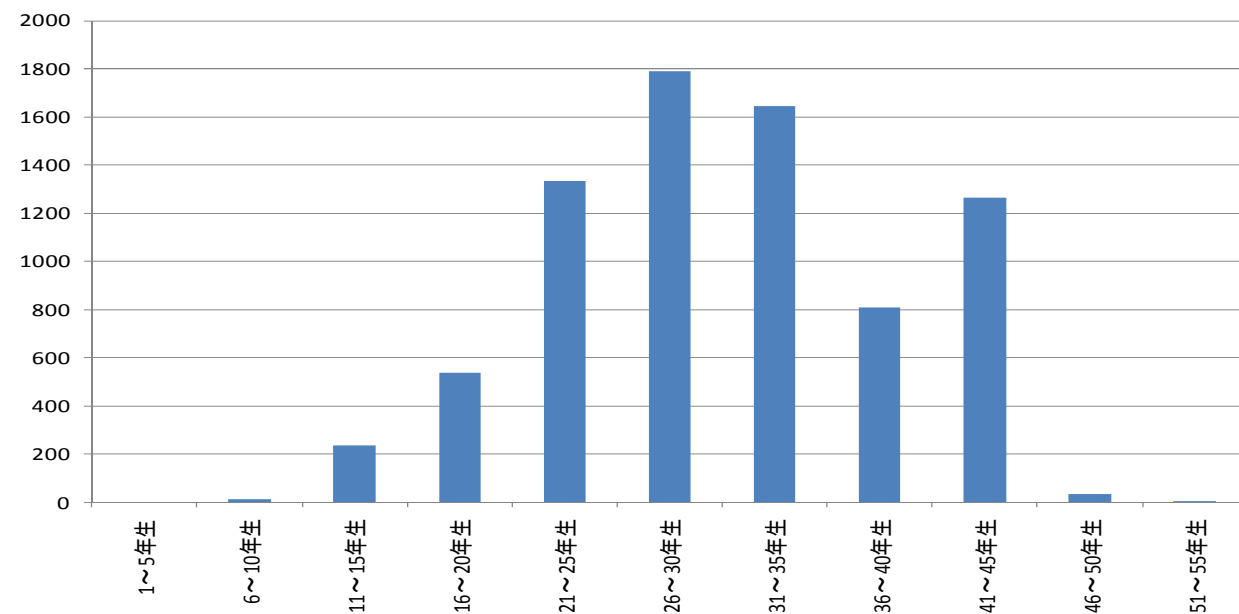
樹種構成



今後の保育・伐採面積(見込み)

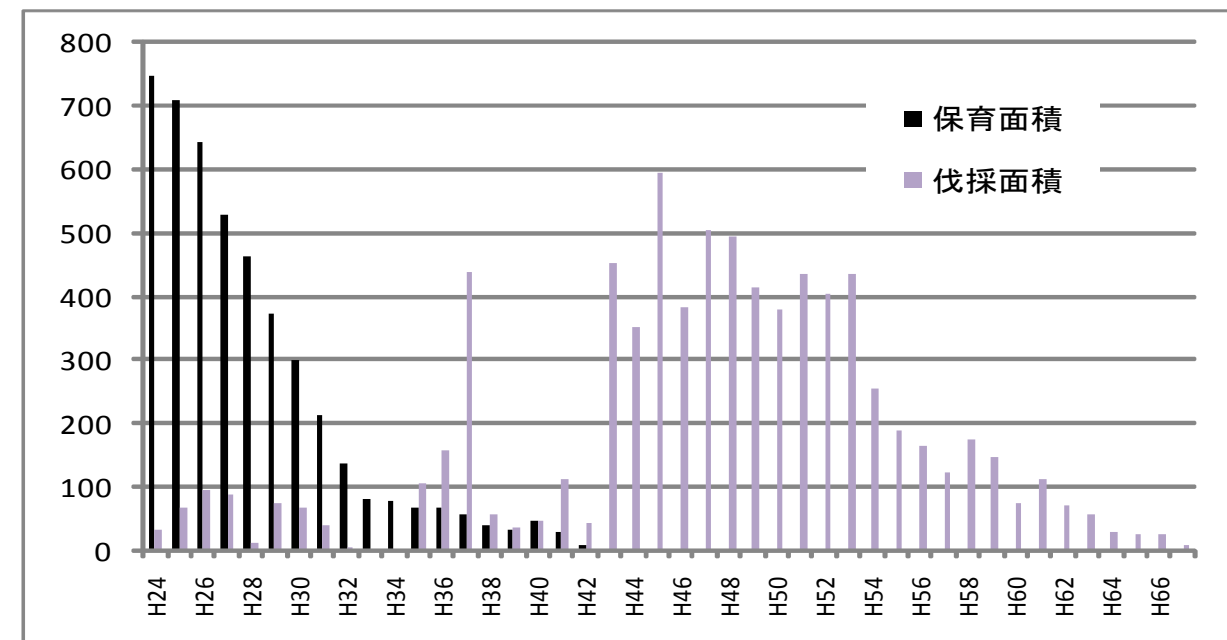
森林施業	事業量 (ha)		実施基準
	H23	H24以降	
除伐	15	76	スギ・ヒノキ = 15年生ままでに2回 アカマツ = 実施せず カラマツ = 11年生で実施
枝打ち	59	360	ヒノキのみ、対象地を厳選し2回
間伐	455	2,728	30年生ままでに2回
つる切り クズ枯殺 獣害防除	50 25 100	322 69 1,061	必要な箇所を実施
合計	704	4,616	

林齢（齢級）別の森林面積（単位 ha）



森林整備事業量の推移(見込み)

(単位 ha)



保育・伐採面積の今後の見込み(単位:ha)

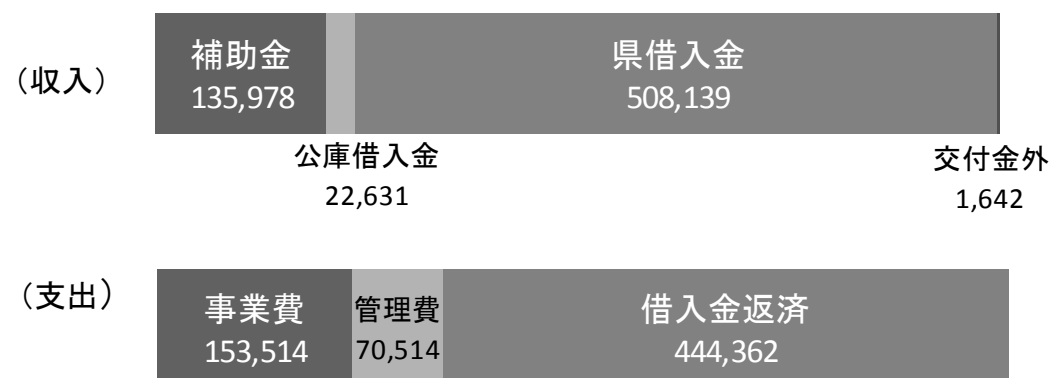
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67
保育面積	746	707	643	527	464	374	299	212	136	81	79	68	67	56	39	34	48	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伐採面積	32	69	94	87	11	75	69	39	4	0	0	104	158	438	56	38	46	111	42	451	353	594	381	503	493	413	380	436	402	434	256	189	165	124	175	148	73	114	70	56	29	26	25	10

2 債務処理 (概要3ページ)

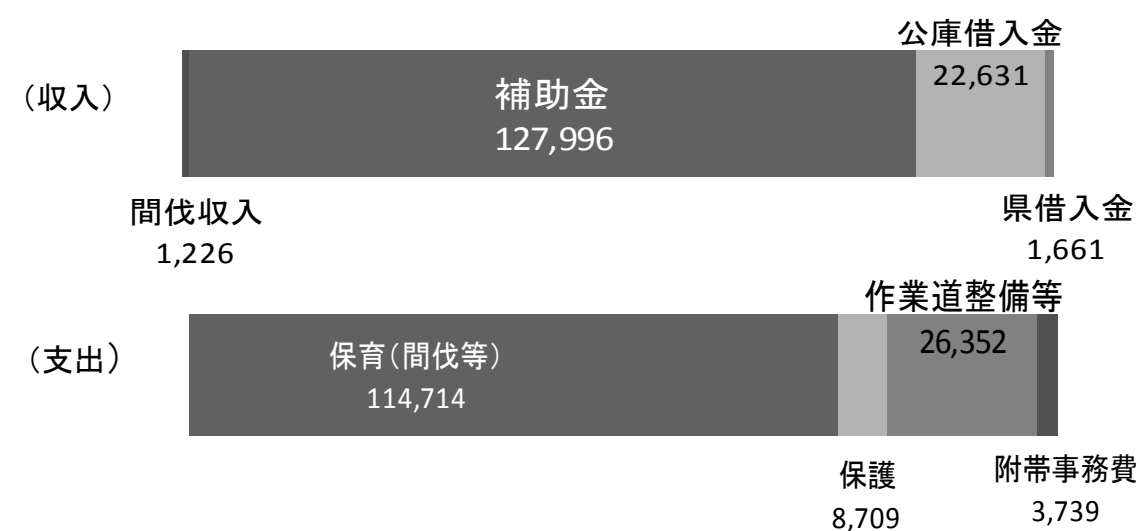
(財源内訳)

- 国や県の補助金を最大限活用していることから、森林整備のうち自己負担分(借入金)は14%と低く抑えられている(通常の補助事業では32%)
- 一方で、組織運営に必要な管理経費は、一部で補助金を活用しているが、ほとんどが借入金で対応

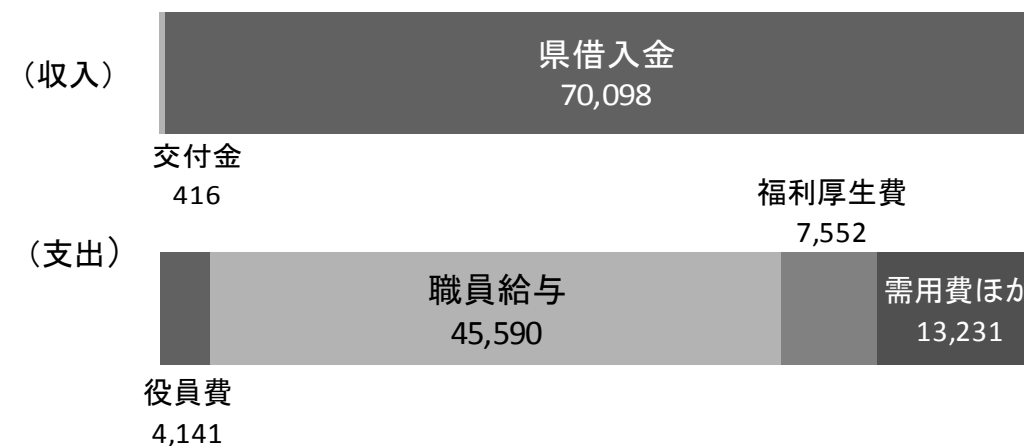
収支内訳 (平成23年度予算)



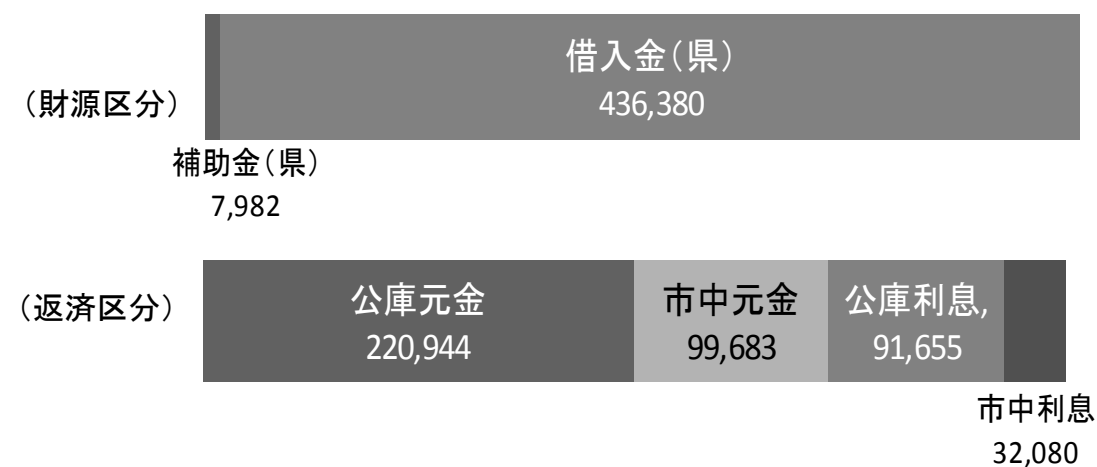
■事業費(総額 153,514千円)



■管理費(総額 70,514千円)



■借入金返済(総額 444,362千円)



債務と資産の現状（概要3ページ）

資産と負債の状況（平成23年3月31日現在の貸借対照表）

（単位：百万円）

科目	全合計	科目	全合計
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
流動資産合計	525	流動負債合計	31
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	22,780
基本財産合計	1	県借入金未払利息	4,257
(2) 特定資産		退職給付引当金等	92
特定資産合計	78	固定負債合計	27,129
(3) その他固定資産		負債合計	27,160
森林	26,297	III 正味財産の部	
分収育林	12	1 指定正味財産	
出資金等	20	指定正味財産合計	1
その他固定資産合計	26,329	2 一般正味財産	
固定資産合計	26,408	一般正味財産合計	△ 228
資産合計	26,933	正味財産合計	△ 227
		負債及び正味財産合計	26,933

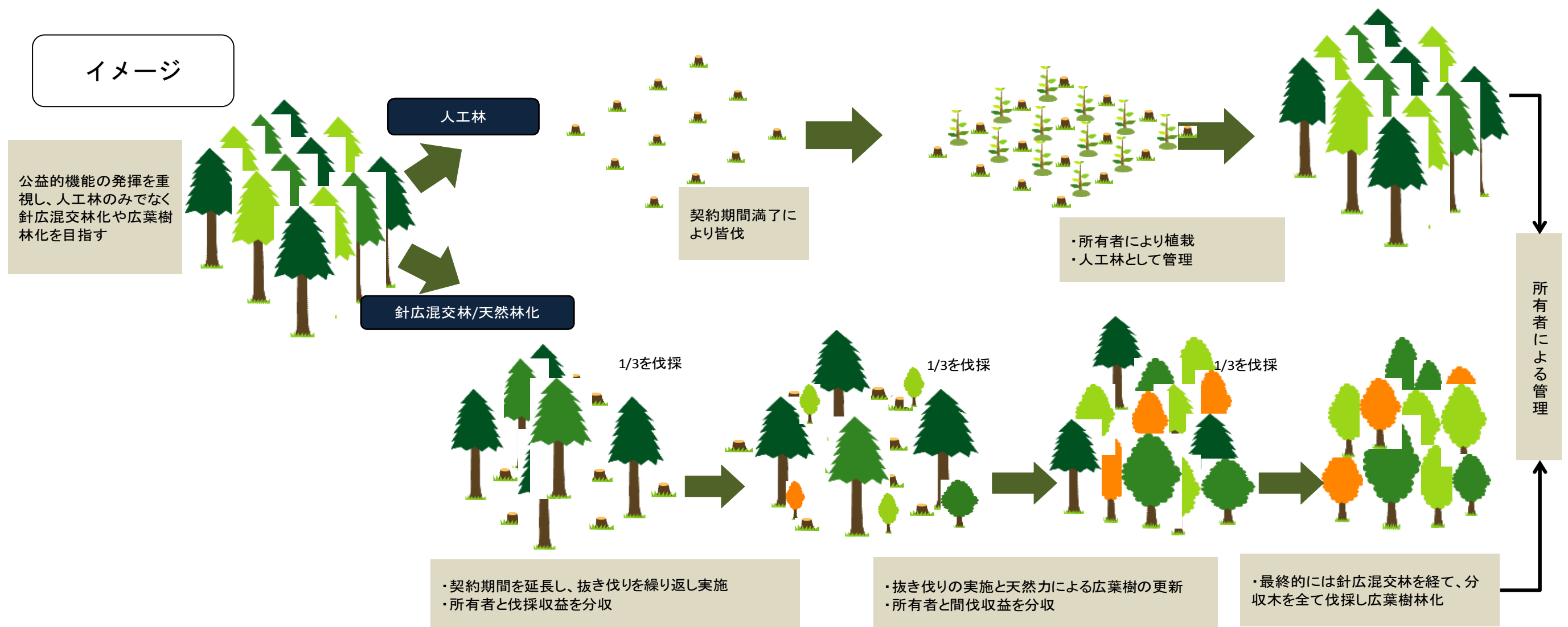
借入金残高の内訳（H22年度末現在）

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,962	27,035

- 日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）
 - ・事業を開始した昭和40年から毎年借入れ、平成22年度までの借入総額は約184億円
 - ・据置期間（20～35年）後に一定期間（10～20年）をかけて利息と併せて償還
 - ・平成67年度までの償還に当たっては今後、利息の約17億円（約定上の合計）が別途必要
- 市中金融機関
 - ・平成17、18年度に公庫借入金のうち利率が3.5%以上のものを借り換えるため約24億円を借り入れ
 - ・27年間の期間で毎年償還を行っており、平成43年までに今後の利息が約3億円必要
- 山梨県
 - ・補助金や公庫借入金が充当できない部分を借入れ
 - ・公庫資金の約定による償還が始まった平成元年からは償還に必要な資金も借り入れ
 - ・平成10年に無利子化するまでの利息約43億円も含めて、毎年度償還を繰り延べ

基本的な考え方（概要4ページ）

- 1 公社の分収林契約地の今後の森林整備については、これまでの木材生産を目的とした林業経営と公益的機能の維持増進が両立できるような管理手法に転換することを基本として進めていく。
- 2 このため、土地所有者自らによる森林整備が進みづらい状況の中で、多額の費用が必要な人工林の再造林だけでなく、皆伐による森林の荒廃を防ぐ観点から、抜き伐りの繰り返しによる、天然力を活用した広葉樹林化や針広混交林化といった森づくりの導入を、契約者と協議しながら進めていく。
- 3 こうした見直しとあわせて、将来負担の圧縮の観点から土地所有者との収益分収割合の見直しについても検討する。



分収割合の見直しの考え方（概要6ページ）

実際に森林整備に要した費用からの試算

- 分収割合の見直しについて、長期収支試算に基づき、
- ① 実際に森林整備に要した費用（人件費等の管理費を除いたもの）
 - ② 分収林から得ることが見込まれる伐採収入により、公社と土地所有者の収益割合の試算を行った。

① 公社が実際に森林整備のために負担した費用

- ・ 森林整備に係る直接事業費(a) 211億円
 - ・ 事業実施に必要な間接経費 21億円
- (211億円×10%^{*}=21億円)

計 232億円

・ 国・県からの補助金(b) 85億円

・ 公社の実際の負担額 147億円

(232億円－85億円＝147億円)

② 伐採収入見込み

- ・ 伐採収入(c) 178億円

計 178億円

⇒ 実際の森林整備に公社が負担した額を伐採収入で賄うとの考え方に基づくと

$$147\text{億円} \div 178\text{億円} = 82.5\%$$

⇨ 公社の分収造林割合：80%

※ 国の補助事業（森林整備）で定められている間接経費の割合（諸掛率：事業費10～30%）の最も低い割合（事業費の10%）とした。

<平成22年度長期収支試算>

（単位：百万円）

収 入		支 出		
区分	金額	区分	金額	備考
県借入金	(17,302) 6,089	事業費 (a)	21,117	森林整備に要する経費
国・県補助金 (b)	8,546	管理費等	6,794	人件費、事務費等
伐採収入 (c)	17,815	県償還金	(32,533) 10,427	
公庫借入金等	17,302	公庫等償還金	25,236	
		所有者分収金	6,988	
計(A)	(71,858) 49,752	計(B)	(92,668) 70,562	
差引(A)-(B)			▲20,810	

※ 金額欄の()は公庫等償還金の重複を含めた額

長期収支試算：現在の木材価格で、すべての分収林契約が終了するH67まで事業を実施した場合の収支の見込み

（考え方）

- 土地所有者に一定の割合を求める水準として、土地所有者の分収割合(40/100)を1/2とする
- 他県の見直し状況(70:30～90:10)の平均的な水準に近いものとする

（最低限でも森林整備に要した公社負担分を伐採収入により賄う水準とする）

将来長期収支（概要 7 ページ）

考え方

- 公社では、市場価格に基づく時価評価により、取得原価に基づく簿価との相違を把握するため、全ての分収林契約が終了する平成67年まで現在の木材価格で推移した場合を想定した長期収支見込みを、毎年度、公表している。

試算の前提

- 分収割合は、公社60:所有者40
- 県、公庫、市中金融機関には約定により償還
- 事業に必要な経費について、公庫からの借入を継続（H42まで）
- 伐採収入は、過去5年間の県内市場の取引価格の平均値により算出
- 平成22年11月30日を基準日として試算

（単位：百万円）

		S40~H23 の計	H34	H35	...	H43	H44	...	H53	H54	...	H67	H24~H67 の計	S40~H67 の計			
収入と支出	収入	a	40,349		519	662		1,155	995		1,395	970		116	a	31,509	a	71,858
	県借入金		15,562		482	482		282	231		223	209		79		12,634		28,195
	国・県補助金		7,729		26	25		0	0		0	0		0		817		8,546
	伐採収入		4		0	145		873	764		1,172	761		37		17,811		17,815
	公庫借入金等		17,054		11	10		0	0		0	0		0		248		17,302
	支出	b	39,892		1,079	572		658	656		1,286	1,144		16,341	b	52,776	b	92,668
	事業費		20,050		37	35		0	0		0	0		0		1,068		21,117
	管理費等		4,497		64	64		51	51		44	44		37		2,297		6,794
	県償還金		378		560	0		34	129		599	627		16,254		32,155		32,533
	公庫等償還金		14,902		418	418		231	180		179	165		41		10,334		25,236
所有者分収金		66		0	55		342	296		464	308		9		6,922		6,988	
収支差	a-b	457		▲ 560	90		497	339		109	▲ 174		▲ 16,225	a-b	▲ 21,267	a-b	▲ 20,810	
資産と負債	資産	c	27,165															
	うち流動資産		526															
	うち森林資産		26,528															
	負債	d	27,391															
	差引(純資産)	c-d	▲ 226															

○ 伐採が始まると、伐採収入により収支はプラスに転換

○ 本格的な伐採により収支は更にプラスに

○ 伐採量の減少により収支もマイナスに転換

○ 償還猶予していた県への償還により収支は大幅にマイナスとなる

○ トータルでは208億円のマイナス（債務超過）と見込まれる

将来長期収支（概要7ページ）

参考：分収割合の見直しと森林整備の見直しを行った場合の長期収支見込み

(単位:百万円)

		S40~H23 の計	H34	H35	...	H43	H44	...	H53	H54	...	H67	...	H24~H107 の計	S40~H107 の計		
収入と支出	収入	a	40,349		568	611		551	502		686	622		518	a	30,826	a	71,175
	県借入金		15,562		482	482		282	231		223	209		78		12,994		28,555
	国・県補助金		7,729		26	25		0	0		0	0		0		817		8,546
	伐採収入		4		49	93		269	271		463	413		439		16,768		16,772
	公庫借入金等		17,054		11	10		0	0		0	0		0		248		17,302
	支出	b	39,892		1,089	536		373	413		918	928		16,422	b	50,011	b	89,903
	事業費		20,050		37	35		0	0		0	0		0		1,068		21,117
	管理費等		4,497		64	64		51	51		44	44		37		2,657		7,154
	県償還金		378		560	0		34	129		599	627		16,254		32,515		32,893
	公庫等償還金		14,902		418	418		231	180		179	165		41		10,334		25,236
	所有者分収金		66		10	19		57	54		96	92		89		3,438		3,503
	収支差	a-b	457		▲ 521	75		178	88		▲ 232	▲ 305		▲ 15,904	a-b	▲ 19,186	a-b	▲ 18,729
資産と負債	資産	c	27,165															
	うち流動資産		526															
	うち森林資産		26,528															
	負債	d	27,391															
差引(純資産)	c-d	▲ 226																

↑

伐採が本格的に始
まると、伐採収入に
より収入はプラスに
転換

↑

返還猶予していた県
への償還により収支
は大幅にマイナスと
なる

↑

トータルでは187億
円のマイナス(債
務超過)と見込ま

存続案 1 (概要 8 ページ)

改革の手法

- 公社は存続 (新法人へ移行)
- 県から貸付を継続
- 財団維持のために県から補助

これまでの公社の経営状況

		S40~H23 の計
収入と支出	収入	a 40,349
	県借入金	15,562
	県補助金	
	伐採収入	4
	公庫借入金・国補助金他	24,783
	支出	b 39,892
	事業費・管理費等	24,547
	県償還金	378
	公庫等償還金	14,902
	所有者分収金	66
収支差	a-b 457	
資産と負債	資産	c 27,165
	うち流動資産	526
	うち森林資産	26,528
	負債	d 27,391
	差引(純資産)	c-d ▲ 226

① 伐採収入が少ない H42 までは、外部借入金(公庫・市中)への償還に必要な額を、毎年、県から貸付(伐採収入が増加する H43 以降は不要)

② 伐採により森林資産の減損(簿価>時価)が必要になり、債務超過が発生
これを回避するため、財団の資産確保(300万円)に必要な額を、毎年、県から補助

(単位:百万円)

	H24	H25	H42	H43	H67	H107		H24~H107 の計
収入	664	610		404	627		878		69		a 42,810
① 県借入金	326	502		171	0		0		0		6,946 ①
② 県補助金	227	0		111	358		439		56		18,280 ②
伐採収入	2	2		115	269		439		13		16,768
公庫借入金・国補助金他	108	106		7	0		0		0		817
支出	662	608		312	334		127		26,431		b 43,267
事業費・管理費等	220	208		62	51		37		9		3,724
③ 県償還金	0	0		0	0		0		26,420		26,420 ③
公庫等償還金	442	400		227	227		1		0		9,685
所有者分収金	1	1		23	57		89		3		3,438
収支差	2	2		92	293		751		▲ 26,362		a-b ▲ 457 B
資産	27,396	27,613		28,984	28,803		26,566		26,600		
うち流動資産	528	530		1,518	1,811		14,783		26,489		
うち森林資産	26,757	26,972		27,355	26,881		11,672		0		
負債	27,393	27,608		28,981	28,800		26,563		26,563		
差引(純資産)	3	5		3	3		3		37		

③ 県の補助を受けながら、県借入金を償還することは矛盾することから、県への償還を猶予

④ この結果、265億円の流動資産(現金)を公社が保有することになる(最終的には、この現金を県へ償還することにより債権放棄を回避)

最終年度まで保有する

流動資産(現金)	265億円
最終年度まで残る負債	
県借入金(H23残高)	152億円
県未払い利息	43億円
県借入金(H24以降)	70億円
	265億円

A-B=0

■ 公社が多額の現金を有しながら、県が補助を投入し続けることになる

■ 県からの補助は総額で183億円
債権放棄は発生しない
実質 約183億円の県負担となる

存続案2 (概要8ページ)

改革の手法

- 公社は存続 (新法人へ移行)
- 県から貸付を継続
- 財団維持のために県から補助
- 県補助が困難になった時点で債権放棄

これまでの公社の経営状況

		S40~H23 の計
収入と支出	収入	a 40,349
	県借入金	15,562
	県補助金	
	伐採収入	4
	公庫借入金・国補助金他	24,783
	支出	b 39,892
	事業費・管理費等	24,547
	県償還金	378
	公庫等償還金	14,902
	所有者分収金	66
収支差	a-b 457	
資産と負債	資産	c 27,165
	うち流動資産	526
	うち森林資産	26,528
	負債	d 27,391
	差引(純資産)	c-d ▲ 226

① 伐採収入が少ないH42までは、外部借入金(公庫・市中)への償還に必要な額を、毎年、県から貸付
(伐採収入が増加するH43以降は不要)

② 伐採により森林資産の減損(簿価>時価)が必要になり、債務超過が発生
これを回避するため、財団の資産確保(300万円)に必要な額を、毎年、県から補助

■ いずれかの時期に債権放棄が必要であり、改革の先送りとなる

② ただし、H43以降は事業費、公庫等償還金に必要な額を、毎年、県から補助

(単位:百万円)

	H24	H25	H42	H43	H67	H107	H24~H107 の計
①	664	610		404	546		477		22	a 30,177
県借入金	326	502		171	0		0		0	6,946 ①
②	227	0		111	277		38		9	5,647 ②
伐採収入	2	2		115	269		439		13	16,768
公庫借入金・国補助金他	108	106		7	0		0		0	817
支出	662	608		312	334		127		26,431	b 43,267
事業費・管理費等	220	208		62	51		37		9	3,724
県償還金	0	0		0	0		0		26,420	26,420
公庫等償還金	442	400		227	227		1		0	9,685
所有者分収金	1	1		23	57		89		3	3,438
収支差	2	2		92	212		350		▲ 26,409	a-b ▲ 13,090
資産	27,396	27,613		28,984	28,722		20,386		13,967	
うち流動資産	528	530		1,518	1,730		8,603		13,856	
うち森林資産	26,757	26,972		27,355	26,881		11,672		0	
負債	27,393	27,608		28,981	28,800		26,563		26,563	
差引(純資産)	3	5		3	▲ 78		▲ 6,176		▲ 12,596	

③ H43以降は債務超過が発生

債権放棄は、毎年度、必要な額を行うか、H43に一括して行うこととなる(一括して行う場合には126億円)

■ 県からの補助は総額で 57億円
債権放棄額は 126億円

実質 約183億円の県負担となる

検討案の比較（概要 8 ページ）

	改革の手法	県負担		実施の方向性
存続案 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は存続 ○ 県から貸付を継続 ○ 財団維持のために県から補助 	公社への補助	▲183 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団維持を目的に、公社が多額の現金を有しながら、県が補助を続けることは、財政規律を無視したものであり、県民の理解を得られない
		債権放棄額	0 億円	
		合 計	▲183 億円	
存続案 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は存続 ○ 県から貸付を継続 ○ 財団維持のために県から補助 ○ 県補助が困難になった時点で債権放棄 	公社への補助	▲57 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に、改革の取り組み（債権放棄）が改めて必要となる ・ 単に、問題の先送りとしか見られない
		債権放棄額	▲126 億円	
		合 計	▲183 億円	
公社の廃止案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定期間は公社を存続し、改革の取り組みを実施 ○ 公社の存続中は、県から補助 ○ 5年後を目途に公社は廃止、分収林は県に移管 ○ 公社廃止時に県貸付金は債権放棄 	県移管後の収支	+41億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な県負担の縮減が図られる ・ 県が分収林の管理を行うことにより、県有林と一体的な事業の実施や、公益的機能の発揮に重点を置いた森林管理が可能となる ・ 公社と連携して改革の取り組みを実施できる
		公社への補助	▲25億円	
		債権放棄額	▲183億円	
		合 計	▲167億円	

改革の取り組みに必要な期間（概要 6 ページ）

1 公社の廃止手続き

- 公社の廃止・分収林管理の県への移管に当たっては、土地所有者との分収林契約を県が承継する必要がある。
- 公社の廃止、分収木の承継は所有者の同意が得られなくても法的には可能であるものの、分収木は共有であるため、処分に当たっては土地所有者の同意が必要である。（同意が無ければ伐採ができないことになる。）
- また、分収割合の見直し、契約期間の延長を行う上で契約変更が必要であることから、土地所有者の事務手続き等に配慮し、公社の廃止・分収木の処分についての同意を得ながら契約変更を行う。

2 分収割合の見直し

- 現行の公社 60 : 土地所有者 40 を公社 80 : 土地所有者 20 に変更をお願いするものであり、所有者の収益は 1 / 2 となる。
- 契約者数 4, 875 人、契約件数 3, 336 件（※ 差は共有林等があるため）の中で、契約者の相続手続きが行われていないものも相当数あると見込まれる。
- これらの状況を踏まえると、分収割合の契約変更を行うためには、相当な時間を要する。

3 契約期間の延長

- 上記 1、2 の同意取得に併せて行う必要がある。
- 上記同様、契約者の様々な意向を踏まえて理解を得ていくためには、相当の時間を要する

（他県における分収割合の見直しの状況）

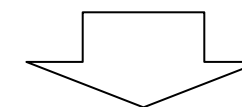
（分収林契約の状況）

	本県	他県（平均）
○ 契約件数	3,336 件	1,767 件
○ 契約面積	7,663ha	12,789 ha
1 件当たりの面積	2.3ha	7.2ha

※ 本県の件数、面積は分収造林のみ

- 本県の分収林契約は、見直しを行っている他県と比べると、契約面積は他県平均の約 6 割と少ない。
- 一方で、契約件数は、他県平均の約 2 倍となっており、土地所有者（契約者）との調整に多くの労力を要することが想定される。
- 見直しを実施している県では、職員 1 人当たりの平均で年間 35 件の契約変更を行っている。
- このことから、本県での実施を想定すると、職員 20 人で実施した場合には 5 年、15 人で実施した場合には 6 年、10 人で実施した場合には 10 年の期間が必要

$$\begin{aligned} \text{※ } & 3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 20 \text{人}) = 4.8 \text{年} \\ & 3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 15 \text{人}) = 6.4 \text{年} \\ & 3,336 \text{件} \div (35 \text{人/年} \times 10 \text{人}) = 9.5 \text{年} \end{aligned}$$



- 他県では分収割合の見直しのみを所有者と協議しているが、本県の場合は
 - ① 公社の廃止手続き ② 分収割合の見直し ③ 契約期間の延長
 について、同時に土地所有者の同意を得ていく必要がある。

参考：分収割合見直しの状況（概要6ページ（前提条件））

平成23年3月31日現在

No.	都道府県名	林業公社等名	経営面積 (ha)	契約件数 (件)	10ha当 りの契約 件数(件 /10ha)	分収割合見 直し取組年 度	22末ま での取 組み期 間(年)	分収割合の変更						分収割合 の見直しに 係わるプロ パー職員数 (人)	年間契約 変更件数 (件/人)	摘要	
								既存割合		変更割合		契約件数					
								公社	所有者	公社	所有者	目標(%)	進捗(%)				100%に要す る年数
								A	B	C	D	E	F=100/E*C				K
1	秋田県	(財)秋田県林業公社	22,044	1,903	0.86	16~24	7	60	40	70	30	63	79	9	10	14	保安林と不採算林を除くスギ人工林面積 16,000haを対象として、件数ベース63%(1199件)
2	山形県	(財)山形県林業公社	15,409	1,500	0.97			60	40	70	30						(未着手)
○3	福島県	(社)福島県林業公社	15,134	2,964	1.96	18~23	5	60	40	80	20	100	55	9	4	82	
○4	群馬県	(社)群馬県林業公社	5,106	1,489	2.92	18~20	3	60	40	90	10	3	73	4	5	2	市町村有林と財産区有林のみで、件数ベース 3%(45件)
5	埼玉県	(社)埼玉県農林公社	3,157	1,394	4.42	14~	9	60	40	75	25	100	18	50	8	3	
○6	富山県	(社)富山県農林水産公社	7,477	989	1.32	20~24	3	60	40	80	20	100	37	8	4	30	
7	石川県	(財)石川県林業公社	13,738	1,815	1.32	17~28	6	60	40	80	20	100	40	15	5	24	
8	長野県	(社)長野県林業公社	14,807	1,079	0.73	20~24	3	55 60	45 40	70	30	100	3	100	5	2	S41~S62.5 55.45 S62.5~ 60.40 で契約
○9	愛知県	(社)愛知県農林公社	4,770	1,952	4.09	16~	7	60	40	70	30	6	29	24	3	2	市町村有林と財産区有林のみで、件数ベース 6%(117件)
○10	滋賀県	(社)滋賀県造林公社	6,975	766	1.10			60	40	90	10	—	—	(3)	10	120	H23から着手(中期経営計画で見直し期間を3 年とした) びわ湖公社はH23中に滋賀県造林公社と合併 の予定
○11		(財)びわ湖造林公社	12,409	2,853	2.30			60	40	90	10	—	—	(3)			
12	兵庫県	(社)兵庫みどり公社	19,421	977	0.50	18~23	5	60	40	80	20	100	79	6	14	11	
13	鳥取県	(財)鳥取県造林公社	14,565	1,860	1.28			60	40	80	20						(未着手)
14	島根県	(社)島根県林業公社	21,996	1,917	0.87			60	30~ 40	60~ 70	30~ 40						(未着手)
○15	岡山県	(社)おかやまの森整備公社	24,243	3,304	1.36	20	1	70	30	80	20	13	100	1	7	61	市町村有林のみで、件数ベース13%(430件)
○16	広島県	(財)広島県農林振興センター	14,831	1,809	1.22	18~25	5	60	40	70	30	100	65	8	28	8	
○17	徳島県	(社)徳島県林業公社	7,009	953	1.36	18~	5	60	40	70	30	100	68	7	4	32	
18	長崎県	(社)長崎県林業公社	11,295	2,614	2.31	18~	5	60	40	70	30	100	81	6	16	26	
19	熊本県	(社)熊本県林業公社	8,605	1,438	1.67	20~24	3	60	40	70	30	90	20	15	5	17	既に分収割合を変更した割合で契約している面 積を除き、件数ベース90%(1294件)
	平均		12,789	1,767	1.71	—	5	—	—	80.0	20.0	—	—	6	9	35	

※分収割合の変更に関わる平均については、「①既存の分収割合が60:40のうち、「②既に見直しを実施済み」であるか、「③すべての分収林を対象に見直しを実施中」の公社を対象とし、実施期間が10年以上のものは除いた「○」の9公社とした。

参考: 全国の林業公社の動向

※森林整備法人全国協議会調査(平成23年6月)から作成

都道府県	林業公社等	造林面積累計 (ha)	長期債務残高 (百万円)		取組状況										今後の方向						
			元金	据置利息	合計	長伐期・複層林施業への変更					分収割合の見直し					現行の仕組の見直しを検討		公益法人制度改革に伴う検討状況			
						方針の有・無	契約年数(現状)	契約年数(変更後)	目標(%)	進捗(%)	方針の有・無	既存割合		変更割合		目標(%)	進捗(%)	検討中	検討予定	状況	年度
北海道	(財)北海道森林整備公社	-	0	0	0	×	16~36	-	-	-	×	(3者による分収育林のみを実施)							一般社団法人に移行予定	H23	
青森県	(社)青い森農林振興公社	10,413	28,434	7,263	35,697	○	45,50	60	100	59	×									廃止予定	H25
岩手県	(社)岩手県造林公社	24,224	49,200	13,000	62,200							60	40							平成19年5月31日廃止	
宮城県	(社)宮城県林業公社	9,427	16,519	0	16,519	○	50	70	75	59	×									一般社団法人に移行予定	H25
秋田県	(財)秋田県林業公社	24,414	35,132	6,412	41,544	○	50	80	100	73	◎	60	40	70	30	57	82			公益財団法人に移行予定	H24
山形県	(財)山形県林業公社	15,300	28,985	8,003	36,988	○	70	90	100	69	○	60	40	70	30	100	0	○		公益財団法人に移行予定	H24
福島県	(社)福島県林業公社	15,429	48,661	22	48,683	○	60	80	100	55	◎	60	40	80	20	100	55		○	未定	未定
茨城県	(財)茨城県農林振興公社	-	0	0	0														済	公益財団法人への移行手続き中(分収造林事業は県に移管)	H23
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	1,424	2,367	120	2,487	×	50,60					60	40						○		
群馬県	(社)群馬県林業公社	5,236	14,776	1,839	16,615	×	50				◎	60	40	90	10	10	85		○	検討中	H25
埼玉県	(社)埼玉県農林公社	2,869	15,921	1,629	17,550	○	50	70	-	-	◎	60	40	75	25	90	18		○	公益社団法人へ移行予定	H24
東京都	(財)東京都農林水産振興財団	13	1,379	0	1,379	×						60	40						○	公益法人移行済み	H22
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社	3,313	23,490	3,520	27,010							60	40							平成22年4月5日廃止	
新潟県	(社)新潟県農林公社	10,190	26,297	4,090	30,387		50,60	90				60	40						○	公益社団法人に移行予定	H24
富山県	(社)富山県農林水産公社	7,819	31,736	3,123	34,859	○	40,50,55	80	100	37	◎	60	40	80	20	100	37			公益社団法人に移行予定	H23
石川県	(財)石川県林業公社	14,146	61,835	0	61,835	○	55	80	100	48	◎	60	40	80	20	100	40		○	公益財団法人に移行予定	H25
福井県	(社)ふくい農林水産支援センター	16,454	44,263	5,736	49,999	○	50	80	100	44	×								○	検討中	
山梨県	(財)山梨県林業公社	7,663	22,777	4,256	27,033	×	45					60	40						○	検討中	
長野県	(社)長野県林業公社	13,168	24,839	6,063	30,902	○	35~40	70~80	100	88	◎	55	45	70	30	100	3			公益社団法人に移行予定	H25
岐阜県	(社)岐阜県森林公社	14,346	31,613	5,489	37,102	○	60	100	100	69	×	60	40							公益社団法人に移行予定	H23
	(社)木曾三川水源造成公社	10,681	22,221	5,271	27,492	○	60	100	100	48	×	50	50							公益社団法人に移行予定	H23
愛知県	(社)愛知県農林公社	4,863	18,795	2,045	20,840	○	50	80~100	80	60	◎	60	40	70	30	21	6		○	公益社団法人への移行を検討中	H24
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	7,115	8,200	0	8,200	○	50	80	100	82	◎	60	40	90	10	100	0			経営計画を作成中	未定
	(財)びわ湖造林公社	12,507	12,083	0	12,083	○	50	80	100	80	◎	60	40	90	10	100	0			経営計画を作成中	未定
京都府	(社)京都府森と緑の公社	4,651	22,186	0	22,186	○	50,60,70	80	100	30	×	70	30						○		
兵庫県	(社)兵庫県みどり公社	19,913	58,379	0	58,379	○	60	80	100	94	◎	60	40	80	20	100	79			公益社団法人に移行予定	H24
奈良県	(財)奈良県林業基金	1,344	9,708	0	9,708	○	60	83	23	12	×	75	25							公益財団法人に移行予定	H25
和歌山県	(社)わかやま森林と緑の公社	3,378	12,531	2,334	14,865	○	50	80	85	84	×	60	70	40	30					一般(又は公益)社団法人に移行予定	H24
鳥取県	(財)鳥取県造林公社	14,730	30,763	0	30,763	○	60	80	100	30	○	60	40	80	20	100	0			公益財団法人への移行予定	H24
島根県	(社)島根県林業公社	23,972	52,493	5,961	58,454	○	50	80	81	70	○	60	30~40	60~70	30~40	100	0			公益社団法人に移行予定	H25
	(社)隠岐島前森林復興公社	433	0	0	0	×						65	35							公益社団法人に移行予定	H24
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	25,733	0	0	0	○	50	70	100	92	◎	5(7)	5(3)	80	20	100	100	済		公益社団法人に移行予定	H24
広島県	(財)広島県農林振興センター	14,832	35,456	10,497	45,953	○	50-55	70,80	100	79	◎	60	40	70	30	100	65		○	一般財団法人移行を決定	H25
山口県	(財)やまぐち農林振興公社	13,356	34,325	10,369	44,694	○	50	80	100	86	×	60	40						○	公益財団法人に移行予定	H24
徳島県	(社)徳島県林業公社	6,884	12,909	5,253	18,162	○	45	90	100	68	◎	60	40	70	30	100	68		○	公益社団法人に移行予定	H24
高知県	(社)高知県森林整備公社	15,215	27,909	0	27,909	○	60	80	44	34	×								○		
長崎県	(社)長崎県林業公社	14,165	30,279	0	30,279	○	50	80	82	84	◎	60	40	70	30	82	81				
熊本県	(社)熊本県林業公社	8,575	29,965	0	29,965	○	50	80	85	50	◎	60	40	70	30	92	22			公益社団法人に移行予定	H24
大分県	(社)大分県林業公社	9,173	21,136	4,041	25,177															平成19年8月31日廃止	
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	12,258	33,905	4,100	38,005	○	40~50	60	80	37	×								○	公益社団法人に移行予定	H24
鹿児島県	(社)鹿児島県森林整備公社	11,404	28,410	3,819	32,229	○	40	80	80	60	×									公益社団法人に移行予定	H24
計	35都道府県 38公社 (社団法人:25 財団法人:13)	394,320	916,051	103,694	1,019,745		○(見直し有り) 30 ×(見直し無し) 6					◎(見直しを実施) 16 ○(見直し方針有り) 5 ×(見直し方針無し) 16							移行予定: 社団法人 18(一般3, 公益15) 財団法人 7(一般1, 公益6) 移行済(公益財団)1, 廃止予定:1, 未定・検討中等11		

※合計欄に廃止した県は含まない

林業公社を解散した県の概要（手続き中も含む）

岩手県（平成19年5月解散）

（森林管理）24,224ha

- 県有林事業と一元化し分収林事業を継続
- 経営面積の増大に伴い県出先機関の体制を強化
- 分収林契約を県が承継することについて所有者から同意を取得（2,668人/2,671人）
- 分収割合の見直しは実施しない

（債務処理）

- 公庫債務（213億円）は県が公社から継承し、約定により償還
- 県貸付金等については、森林資産で代物弁済（622億円）

大分県（平成19年8月解散）

（森林管理）9,173ha

- 県営林事業と一元化の上、森林施業の方針を長伐期非皆伐、針広混交林に転換
- 公社持分のみ抜き伐りし、針広混交林を所有者に返還
- （財）大分県森林整備センターに森林管理を委託（公社職員の配属）
- 分収林契約を県が承継することについて所有者から同意を取得（1,603人/1,713人）
- 改革に当たり植栽後45年以降のものは、契約期間を延長のうえ、材積分収に改める（分収割合（60：40）については、平成2年度から70：30への見直しを行ってきた）

（債務処理）

- 公庫債務（135億円）は県が公社から継承し、約定により償還
- 県貸付金については、森林資産で代物弁済（162億円）

参考：存続を決定した県の例

山形県

（森林管理）9,173ha

- 長伐期施業に移行し公益的機能を発揮
- 林業収支改善のため作業道等を整備充実するとともに、集約化施業に対応するための新たな枠組みづくりを進める
- 事務局機能を（財）山形県みどり推進機構と統合

（債務処理）

- 長期借入金は370億円（公庫：93億円、県：252億円、市中銀行：25億円）
- 公庫、市中銀行は県貸付金で償還し、県貸付金については平成61年～102年に伐採収入により償還する予定

神奈川県（平成22年4月解散）

（森林管理）3,345ha

- 担当課を新設し、県が分収林事業を引受け
- 皆伐の見直しなど、水源の森づくりと整合のとれた契約変更
- 分収林契約を県が承継することについて所有者から同意を取得（1,101人/1,112人）→清算計画に必要
- 分収割合の見直しは実施しない

（債務処理）

- 公庫債務（91億円）は損失補償契約に基づき、県が三セク債により償還
- 県貸付金（178億円）、公庫債務（91億円）を債権放棄

※解散・清算の手続き

- 1 事業継続困難の申し出（公社→県）
- 2 清算計画（案）の作成（公社→県の合意）
- 3 確認適格者（弁護士等）による確認
- 4 一括繰上償還の請求（公庫→公社）
- 5 議会の議決（債権放棄、三セク債起債）
- 6 解散総会（公社）→公社解散
- 7 清算計画の実行

群馬県（平成23年4月民事再生手続き申し立て）

（森林管理）5,106ha

- 森林所有者に譲渡（有償又は無償）し、原則として全契約を解除
- 解約できない分収林が残った場合には、新たな森林整備法人が分収林を管理する。（県は分収林を承継しない）
- 分収割合の見直しは実施しない（H18-20に市町村・財産区有林のみ実施＝全体の3%）

（債務処理）

- 公庫債務（52億円）、県貸付金（115億円）等について、公社が一部を弁済
- 公庫債務については、県が三セク債により処理
- 県の貸付金と公庫債務を債権放棄の予定

※再生計画により、平成26年3月末を目途に公社を解散、清算する予定